

千葉大学長  
齋藤 康 殿

2009年3月17日

## 団体交渉申し入れ

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一

平素よりの大学運営へのご尽力に敬意を表します。

さて、先に「特定雇用教職員就業規則（案）」、ならびにこれに随伴する「取扱い通知案」が示されましたが、ここには労働条件にかかわり看過すべからざる深刻な問題点が孕まれており、それらについて熟議を行うことなく拙速な実施に移すことには同意できません。よってここに、「特定雇用教職員就業規則（案）」、ならびに「取扱い通知案」については4月1日よりの実施を前提とせず、労使において十分な検討を行うべきことを求め、団体交渉を申し入れます。なお、誠実団交義務の見地から見て、団体交渉の継続中には、上記規則（案）、ならびに取扱い通知案を実施に移すべきではないこともあわせて申し添えます。

### 【要求項目】

1) 外部資金等による雇用については、「国立大学法人千葉大学における外部資金等を活用した有期雇用職員制度実施要項」（平成17年12月21日制定）を利用すべきであり、「特定雇用教職員」制度の拙速な導入をいったん凍結し、労使間も含め、全学的に十分な時間を取って議論を行うこと。

2) 「特定雇用教職員」制度を導入する場合には、特定雇用教職員就業規則（案）第6条にある試用期間規程を削除、ないし1か月を限度とすること。

3) 「特定雇用教職員」制度を導入する場合には、その号俸決定を、全学的・統一的な基準の適用の下に行うこと。

※各部局の長に宛てた取扱い通知案に「ただし、その者の職務内容及び予算等を勘案し、基準号俸の10号俸上位の号俸から基準号俸の10号俸下位の号俸までの範囲内の号俸で決定することができる」とあるが、号俸の決定を「予算等」の「勘案」に基づいて行うべきではない。また、部局において任意に「下位の号俸」を決定することができる制度設計を行うべきではない。最低限、上記但し書きについて「ただし、その者の職務内容を勘案し、基準号俸の10号俸上位の号俸までの範囲内の号俸の適用を学長に申請することができる」などの表現に改めることを要求する。

4) 以上の最低限必要な見直しを行った上で、年俸制に基づく特定雇用教職員の制度を導入した場合であっても、雇用財源については特別教育研究経費を含む目的限定的な外部資金に限定すること。

5) 現在、常勤職員の俸給表を適用して雇用されているフルタイム非常勤職員についてはもちろん、新規採用に当たっても、本人の希望に基づき、有期雇用職員制度等、既存の制度・給与規程と、年俸制給与規程のいずれでも選択できるようにすること。

以上